

2016年7月29日

日 本 銀 行

「米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として
行う国債の買戻条件付売却基本要領」の制定等について

日本銀行は、平成28年7月28・29日の政策委員会・金融政策決定
会合において、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、成長基盤強化に
向けた取り組みに対する支援を拡充し、金融機関と企業の前向きな行動を
一層促していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、
お知らせします。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として行
う国債の買戻条件付売却基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別
紙2のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金
供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決
定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 ・ 廣 瀬 (03-3277-2877)

米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を
目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日付政委第38号別紙1.）に基づく貸付けの貸付対象先が本行に差し入れる担保を供給することを目的として、本行が当該貸付対象先との間で行う国債の買戻条件付売却を実施するために必要な基本的事項を定める。

2. 売却対象先

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」3.の規定に基づき選定した先であって、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.。以下「国債補完供給基本要領」という。）3.の規定に基づき選定した先とする。

3. その他の取扱い

(1) 国債補完供給基本要領を準用する。ただし、国債補完供給基本要領6.に規定する取扱いについては、総裁が別に定める。

(2) 買戻日が売却日の翌営業日より後の日となる場合には、「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）8.に規定する取扱いを準用する。

(附則)

この基本要領は、総裁が別に定める日から当分の間実施する。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、
ジ、
ハ、

} 略（不変）

ニ、2. (2) ハ、の特則によるもの 120.240億米ドル

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付限度額等

- (1) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9. (1)に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、~~10~~20億米ドルとする。
- (2) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。